

有限会社キンキ 中間処理場 事業計画

5、環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃棄物の運搬に関する法律を遵守する。
- ・ 汚泥はドラム缶に入れ、ふたを閉めて荷台に固定し、汚泥が飛散しないように運搬する。
- ・ 運搬の際、廃棄物に必ずシートを掛け、飛散や流出による環境汚染を生じさせないようにする。
- ・ 過積載にならないよう留意する。
- ・ 運転手には過労運転とならないよう十分な休憩をとるよう指示し、交通事故発生の可能性を増大しないようにする。

(2) 中間処理施設において講ずる措置

- ・ 処分業事業地の周囲に囲いを設ける。
- ・ 適宜散水を行い、産業廃棄物の中間処理中に発生する粉塵等の処分事業地外への飛散・流出を防止する。
- ・ 処理作業については騒音・振動の発生抑制に細心の注意を払い、処分事業地外への影響の拡散を防止する。
- ・ 破碎を行う時は、常に適正な処分が行えるようメンテナンスをしっかりと行い、施設を維持管理する。

(3) 保管施設において講ずる措置

- ・ 保管施設であることの掲示板を設ける。
- ・ 保管施設での処分前処分後の廃棄物の保管に当たって、産業廃棄物が飛散し、流出し、地下浸透し、悪臭が発散しないようにするために、保管施設に建屋を設置し、保管施設の床面にはコンクリートを敷く。また、万一に備え、処分業事業地内には排水路、油水分離層を設ける。
- ・ 保管施設での処分前の産業廃棄物の保管は、破碎を行うためにやむをえないと認められる期間まで、処分後の産業廃棄物の保管は、再生利用者または処分先へ搬出するまでの期間とし、保管の上限、積み上げることができる高さを超えることがないようにする。
- ・ 保管場所以外での産業廃棄物の保管、保管場所への産業廃棄物以外の物の保管は行わない。